

恵庭市水道事業給水条例等の一部改正について (図面等の写しの交付に係る手数料の徴収について)

1. 概要

上水道課においては、水道法の一部改正（H30.12月）に伴い、適切に水道施設を管理するための水道施設台帳の整備が水道事業者へ義務化されたことにより、下水道事業の台帳システムと統一した新たな「上下水道管路台帳システム」を構築中であります。

構築に際し、窓口サービスの充実と利便性の向上を目的として、「窓口用タッチパネル式システム」を導入し、令和4年度より同システムにて上下水道施設台帳図や宅地内の給水及び排水図面等の写しの提供を行うことから、図面等の写しの交付に係る経費として手数料を徴収するため、恵庭市水道事業給水条例等の一部改正を行う予定であります。

2. 手数料について

手数料については、地方自治法第227条に定める「特定の者のために行う事務」の対価として、交付に係る人件費、機器等の減価償却、用紙代などの諸経費及び年間保守費用などを積み上げ、算定を行いました。

別紙1『図面等の写しの交付に係る手数料の徴収について』参照

3. 関係条例

- ・ 恵庭市水道事業給水条例（第32条 手数料）
- ・ 恵庭市公共下水道条例（第27条 手数料の徴収）
- ・ 恵庭市個別排水処理施設に関する条例（第30条 準用）

4. 施行予定期日

令和4年4月1日